

令和8年4月20日

工事名：庁舎外壁・屋上改修工事（行政棟）

質疑事項

1. 数量公開図書（タイル P10・P21、図面番号 A-13）について

外壁タイルひび割れ部補修に関し、P21 別紙明細では U カットシール充填工法の数量が 554 m<sup>2</sup>と記載されております。一方、外壁タイル欠損部張替え（ひび割れ部共）は 72 m<sup>2</sup>となっております。図面のひび割れ処置方法では、タイルを撤去の上 U カットシールを行う内容となっているため、張替え数量は 554 m<sup>2</sup>に含まれるものと解釈されますが、P10 では内訳が一式計上となっております。

張替え数量及び積算の考え方について、ご指示願います。

2. ひび割れ・浮きの増減について調査の結果により、ひび割れや浮き数量に増減が生じた場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。

3. 外壁タイル洗浄について（数量公開図書 タイル P10）

外壁タイル洗浄は酸洗いと記載されていますが、メーカー仕様では酸洗い後に中和処理が必要とされています。中和処理を含めた内容で積算してよろしいでしょうか。また、同等性能・同等金額であれば、メーカー推奨（例：ミヤキ樹製 ピカソまたはビートル）による洗浄方法へ変更することは可能でしょうか。ご指示願います。

4. 作業日の制限について特記仕様書に「重機（クレーン等）設置・作業及び建具改修は、原則土・日・祝日に実施」とありますが、アンカー工事等の騒音を伴う作業については、平日施工可能と考えてよろしいでしょうか。また、低騒音・低振動機器を使用する場合も、平日施工可能か併せてご指示願います。

5. 作業時間および搬入について

作業時間について、早出・残業の可否をご教示ください。

可能な場合は、作業可能時間帯についてご指示願います。

また、資材搬入に関する時間制限の有無についても併せてご指示願います。

回 答

1. ひび割れ補修（U カットシール充填工法）の数量につきまして、数量公開図書タイル P21 別紙明細において単位が[m<sup>2</sup>]となっておりますが、正しくは[m]です。外壁タイル欠損部張替え（ひび割れ部共）数量は 72 m<sup>2</sup>で、積算の考え方は、外壁タイル調査結果（赤外線画像撮影等）に基づき

数量を拾っております。また、ひび割れ補修（U カットシール充填工法）は長さ[m]、外壁タイル欠損部張替え（ひび割れ部含む）は面積[m<sup>2</sup>]として積算しております。

2. 特記仕様書Ⅱ6.に記載のとおり、タイルの補修範囲は調査結果をもとに監督員と協議の上、決定しますが、数量に増減が生じた場合は、設計変更を含め協議を行います。

3. 数量公開図書に記載の酸洗いについては、メーカー仕様に基づき、中和処理を含めた内容として積算しております。また、同等の性能が確保でき、かつ同等の範囲の費用で施工可能である場合は、メーカー推奨の洗浄方法（例：ミヤキ(株)製 ピカソ/ビートル等）への変更を可とします。採用にあたっては、使用材料・施工要領を監督員へ提出し承諾を得てください。

4. アンカー工事等の騒音を伴う作業について平日施工を行う場合は、特記仕様書Ⅱ6.に記載のとおり、職員又は来庁者等に配慮し工事を行うようお願いいたします。施工計画時に監督員と協議し実施してください。低騒音・低振動機器を使用する場合も同様とします。

5. 搬入作業を含め、作業可能時間について、特に制限を設けておりません。4. 同様に施工計画時に監督員と協議してください。なお、早朝・夜間作業を検討する場合は、必要に応じて近隣施設等へ事前に作業時間帯及び内容を周知してください。